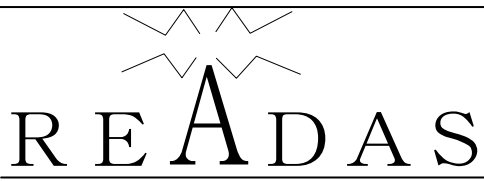


第 5652 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月16日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナポータルと e-Tax

Q：マイナポータルとe-Taxがつながったことですが、どのようになるのですか？

A：マイナポータルにログインすると、e-Tax用の利用者識別番号と暗証番号が入力不要となります。

【解説】

マイナポータルとは、子育ての行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりする政府が中心となって運営するオンラインサービスです。外部サイトを登録すると、マイナポータルから外部サイトへのログインすることが可能になります。

国税庁は、平成29年1月16日から、マイナポータルのこの機能が利用できるよう、マイナポータルとe-Taxをつなげることにしました。これにより、マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、これまで入力していたe-Tax用の利用者識別番号と暗証番号の入力が不要になり、e-Taxにログインし、メッセージボックスの情報を確認できるほか、納税証明書、源泉所得税、法定調書などに関する手続きを利用できるようになります。

なお、利用に当たっては、e-Tax用の利用者識別番号と暗証番号を入力する初期設定が必要になります。

